

令和2年(ワ)第2509号
原告 株式会社ウルフアンドカンパニー
被告 天羽優子

証拠説明書1

令和3年3月26日

さいたま地方裁判所第4民事部合議2係 御中

被告 天羽優子

乙号証	標目	原本・写しの別	作成年月日	作成者	立証趣旨
1の2	ウルフアンドカンパニーから訴訟を予告するメールが来ました	写し	2021/03/04	被告	先に提出した乙第1号証と内容は同じもので、原告が送信したメールの引用部分に順に番号を付したものの。書面内での個別のメールの特定の便宜のために、追加で提出する。
3	2020年版 消毒と滅菌のガイドライン	写し	2020/07/21	被告	病室での空気感染対策が空気循環とフィルターを組み合わせで行われていること。空気中の微生物を殺菌する目的で消毒薬を噴霧してはならないこと。新型コロナウイルスの消毒薬による物の消毒例に、アルコールと0.05-0.1%次亜塩素酸ナトリウム水溶液があること。
4の1	次亜塩素酸ナトリウム液・次亜塩素酸水ミストを吸入してはいけない(2020/05/10)	写し	2021/03/17	被告	被告が2020年5月10日に、ウェブサイト http://www.cml-office.org/wwatch/alkalli/comment-ph-15 で、次亜塩素酸水噴霧をすべきではないという注意喚起の情報発信をしたこと。
4の2	次亜塩素酸ナトリウム液・次亜塩素酸水ミストを吸入してはいけない・その2(2020/05/30)	写し	2021/03/17	被告	被告が2020年5月30日に、ウェブサイト http://www.cml-office.org/wwatch/alkalli/comment_ph_16 で、次亜塩素酸水噴霧をすべきではないという注意喚起の続報を出したこと。
4の3	情報の重み付けに気をつけて混乱を避ける(2020/06/05)	写し	2021/03/17	被告	被告が2020年6月5日に、ウェブサイト http://www.cml-office.org/wwatch/alkalli/comment-ph-18 で、次亜塩素酸水噴霧をすべきではないということについて、NITE や経産省の発表資料の読み方、評価の仕方について情報発信したこと。

5	大量に商品が出回る「次亜塩素酸水」の危険 科学者「一番怖いのは…」	写し	2020/07/07	被告	https://www.buzzfeed.com/jp/kensukeseya/covid-mist の内容。被告が取材を受けてコメントした BuzzFeedJapan の記事が、2020 年 6 月 3 日に公開されたこと。被告は、一般的な注意しか述べておらず、原告や原告が扱っている商品に関する具体的な言及をしていないこと。訴外小波秀雄京都女子大名誉教授のコメントも同記事内に掲載されていること。
6 の 1	次亜塩素酸水のミスト噴霧は絶対にやめてください!!	写し	2020/09/17	被告	YouTube の動画 https://www.youtube.com/watch?v=y-liqNf5JrY のコメント欄で、原告が、被告に送信したメールの内容と同じ内容のコメントを書き込んで公開していること。原告が、訴外吉村医師に対しても訴訟予告を行ったこと。
6 の 2	次亜塩素酸水のミスト噴霧は絶対にやめてください!! 21 / 26	写し	2021/03/09	被告	乙第 6 号証の 1 で、原告のコメントが途中までしか表示されていなかった部分。原告が訴訟を趣味としていることや、訴外吉村医師に訴訟予告を行うことを述べたこと。
6 の 3	次亜塩素酸水のミスト噴霧は絶対にやめてください!! 24 / 26	写し	2021/03/09	被告	乙第 6 号証の 1 で、印刷の都合で原告のコメントが文字の途中で分割された部分の完全なもので、原告が本人訴訟を楽に追行できる知識を有していると主張しつつ訴外吉村医師に訴訟予告を行っていたこと。
6 の 4	「次亜塩素酸水のミスト噴霧は絶対にやめてください!!」のコメントまとめ	写し	2021/03/20	被告	YouTube の動画 https://www.youtube.com/watch?v=y-liqNf5JrY にウルファンドカンパニーの名義で書き込まれたコメント一覧。乙第 6 号証の 1 からの抜き書き。
7 の 1	訴状 (訂正)	写し	2021/03/05	被告	被告が、本件訴訟の提起を知って、原告が訴訟恫喝によって要求した内容の債務が存在しないことを確認する訴えを提起したこと。(山形地裁令和 2 年 (ワ) 第 194 号)
7 の 2	答弁書 (令和 3 年 1 月 2 日, 山形地裁令和 2 年 (ワ) 第 194 号)	写し	2021/01/15	被告	原告が、山形地裁に提出した答弁書で、ほとんど認否のみを書いて、具体的な反論を何も行っていないこと。
7 の 3	準備書面 1 (令和 3 年 3 月 7 日, 山形地裁令和 2 年 (ワ) 第 194 号)	写し	2021/03/10	被告	原告が、山形地裁令和 2 年 (ワ) 第 194 号が結審 (令和 3 年 2 月 26 日) してから 1 週間以上経って提出した準備書面で、具体的な反論を何一つ書いていないこと。

7の4	準備書面2（令和3年3月15日，山形地裁令和2年（ワ）第194号）	写し	2021/03/22	被告	原告が，山形地裁令和2年（ワ）第194号が結審（令和3年2月26日）した後で提出した準備書面で，山形地裁令和2年（ワ）第194号と本件訴訟が重複すると主張しているが，請求のどの部分が重複するか何一つ具体的な指摘を行っていないこと。
8	その提訴は「スラップ訴訟」？ 判断のポイントは	写し	2021/03/17	被告	2019年10月27日付日本経済新聞ウェブ版の記事（ https://www.nikkei.com/article/DGXMZO51438780W9A021C1SHJ000/ ）。スラップ訴訟という訴訟類型があつて，大手新聞社が取り上げる程度の社会問題となっていること。
9	「インチキ水素水」 ブログ，「中傷だ」と日本トリムが研究者提訴	写し	2021/03/17	被告	2017年4月16日付産経ニュースウェブ版の記事（ https://www.sankei.com/west/print/170413/wst1704130053-c.html ）。スラップ訴訟は原告に力があつて賠償金が巨額であれば大手新聞社が報道する程度の時事の事件であること。
10	次亜塩素酸水の販売事業者3社に対する景品表示法に基づく措置命令について	写し	2021/03/26	被告	令和3年3月11日に消費者庁が次亜塩素酸水販売事業者に対して措置命令を出したこと（ https://www.caa.go.jp/notice/entry/023388/ ）。

以上